死亡届を提出した後の手続き

《喪主　　様》

ご親族様がお亡くなりになったときには、役場での手続きが必要です。
必要書類への記入並びに手帳・証書の返還等の手続きをお願いします。

	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
	印鑑登録をしていた	・印鑑登録証の返還	□印鑑登録証(たんなんカード) □住民基本台帳カード
	重度障がい者（児）医療費受給者 ひとり親家庭等医療費受給者　であった	・受給者証の返還 ・受給内容変更届	□医療費受給者証 □相続人の通帳
	介護保険被保険者であった	・被保険者証の返還 ・保険料、高額療養費等の手続き	□介護保険被保険者証 □相続人の印鑑 □相続人の通帳
	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳　　を持っていた	・手帳の返還	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神保健福祉手帳
	固定資産納税義務者だった	・相続人代表者指定届	□相続人の印鑑
	国民健康保険に加入していた ※全国健康保険協会(協会けんぽ)・企業の健康保険組合などに加入していた方は、資格確認書または資格情報のお知らせに記載してある保険者へお問い合わせください。	・資格確認書または資格情報のお知らせの返還	□死亡者の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ □死亡者が世帯主の場合、被保険者全員の資格確認書 （資格情報のお知らせは回収しません。）
		・葬祭費の請求 （喪主の方に葬祭費が支給されます）	□喪主の方の印鑑 □喪主の方の通帳
	後期高齢者医療保険に加入していた （75歳以上の方）	・資格確認書または資格情報のお知らせの返還	□死亡者の後期高齢者資格確認書または資格情報のお知らせ
		・葬祭費の請求 （喪主の方に葬祭費が支給されます）	□喪主の方の印鑑 □喪主の方の通帳 □次のいずれか一点 ①会葬礼状　②新聞掲載おくやみの切り抜き ③領収書(喪主の名前が入ったもの)
	国民年金に加入していた	・死亡一時金、寡婦年金 遺族基礎年金の手続き	□年金手帳
	国民年金、厚生年金を受給していた ※共済年金・企業年金などに入っていた方は、年金証書に記載されている連絡先へお問い合わせください。 ※遺族年金に該当する場合は、武生年金事務所でのお手続きになります。	・未支給年金の請求 ・遺族年金の請求	□死亡者、配偶者の年金証書 □請求者の通帳 □死亡診断書の写し □請求者の印鑑（第３者行為がある場合のみ必要） □請求者の本人確認書類(免許証等) □請求者のマイナンバーがわかる書類 □生計同一証明書(死亡者と請求者が同一世帯でない場合) ※役場の窓口で発行するもの(有料) □死亡者と請求者の関係がわかる戸籍謄本等※一部の方は省略可 □【添付省略可】請求者の世帯全員の住民票 □【添付省略可】死亡者の住民票除票
	税金･上下水道使用料･介護保険料･後期保険料を口座振替により納付していた	・振替口座の変更	□相続人の通帳 □相続人の通帳の印鑑
	上下水道を使用していた	・使用者、所有者の変更 ・休止、廃止届 ・独居高齢者世帯の減免解除	□相続人の印鑑
	町営住宅に入居していた	・入居承継（同居者がいる場合）	□入居承継者（同居者）の印鑑
	バイク(125CC以下)、コンバイン、トラクター等を所有していた	・使用者、所有者の変更 ・廃車届	□相続人の印鑑 □ナンバープレート（廃車の場合） ※軽自動車の手続きは購入店へ

以下のことについてもご確認ください

	恩給を受給している方	・証書の返還など	※詳しくは下記にお問合せください。 [総務省恩給局　03-5273-1400]
	相続等により不動産（土地・建物）の権利を取得した方	・相続登記の申請	※詳しくは下記にお問合せください。 [福井地方法務局武生支局 22-0194]
	相続等により農地や山林の権利を取得し、登記が完了した方	・農地法または森林法による届出	□登記完了証 ※詳しくは下記にお問合せください。 [農業委員会　47-8001]
	福井ケーブルテレビを使用していた	・契約者の変更 ・振替口座の変更 ・休止、廃止届　等	※詳しくは下記にお問合せください。 [0120-05-5710]

亡くなった方のマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書は、死亡後の手続き時には回収しません。
相続等の手続きに、マイナンバーの記載が必要になる場合があるため、所要の手続きが終わった後に役場に返却してください。
※亡くなった方のマイナンバーカードの再発行やマイナンバー入りの住民票を発行することはできません。